

フェリーターミナル条例施行規則をここに公布する。

平成30年5月29日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第41号

フェリーターミナル条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、フェリーターミナル条例（平成30年岩手県条例第37号。以下「条例」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 宮古港フェリーターミナル（以下「フェリーターミナル」という。）の使用時間は、午前5時30分から午後5時までとする。

2 条例第2条に規定する指定管理者（以下「指定管理者」という。）は、必要があると認めるときは、前項の使用時間を臨時に変更することができる。

(許可の申請)

第3条 条例第4条第1項又は第5条第1項の規定による許可（以下「許可」という。）を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(許可の条件)

第4条 次に掲げる事項は、許可の条件とする。

- (1) 使用施設内の火気取締り並びに施設及び設備の保安管理に留意すること。
- (2) 使用若しくは条例第5条第1項に規定する行為を終了したとき、又は条例第7条の規定に基づき許可を取り消されたときは、指定管理者の指示に従って、速やかに後片付けその他の整理整頓をすること。
- (3) めいてい者、火薬、凶器等の危険物を携帯する者等でフェリーターミナル内の秩序又は風俗を乱すおそれがあると認められるものを入館させないこと。
- (4) その他フェリーターミナルの維持管理のためにする指定管理者の指示に従うこと。

(指定管理者による立入り)

第5条 指定管理者は、フェリーターミナルの管理上必要があると認めるときは、使用中のフェリーターミナルの施設内にフェリーターミナルの管理の業務に従事する者を立ち入らせることができる。

(原状回復免除の承認申請)

第6条 条例第8条ただし書の規定による原状回復の免除の承認を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

(利用料金の免除及び還付の申請)

第7条 条例第10条又は第11条ただし書の規定により、利用料金の全部又は一部の免除又は還付を受けようとする者は、指定管理者の定めるところにより申請しなければならない。

附 則

この規則は、平成30年6月1日から施行する。